

## 会議録

会議の名称	第1回西東京市交通安全対策会議
開催日時	平成18年10月31日 13時30分から15時15分まで
開催場所	田無庁舎 庁議室（3階）
出席者	【委員】中岡委員、矢嶋委員、清水委員、田代委員、村山委員、浅倉委員 福田委員、富川委員、堀切委員、角田委員、尾崎委員、村野委員 高根委員（欠席：石川委員、中嶋委員） 【西東京市】坂口市長、大平交通計画課長、大場係長、田中主査
議題	1委嘱状・任命書の交付 2職務代理の指名 3会議の運営方法について 4計画策定の考え方 5西東京市の交通事故発生状況について 6交通安全 施策の方向 7計画の推進 8今後のスケジュール 9その他
会議資料の 名称	資料1 西東京市交通安全対策会議委員名簿 資料2 西東京市交通安全対策会議条例 資料3 西東京市交通安全対策会議傍聴要領 資料4 西東京市交通安全対策会議議題 資料5 交通安全計画の骨子
記録方法	全文記録 ■ 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名：発言内容</p> <p>事務局：開会の挨拶、会議資料等の確認</p> <p>市長：委嘱状・任命書の交付、挨拶</p> <p>事務局：事務局紹介</p> <p>市長：西東京市交通安全対策会議条例第3条第4項の規定により、職務代理を指名する。 市助役である角田委員を指名する。</p> <p>角田委員（職務代理）：挨拶 （各委員の挨拶）</p> <p>事務局：会議の公開及び西東京市交通安全対策会議傍聴要領の説明</p> <p>事務局：会議録の作成についての説明</p>	

会長(市長)：会議録の作成と公開については、市民参加条例と市民参加条例施行規則の定めにより、会議録の作成と公開をし、会議録の作成方法は、他の多くの審議会等採用されている「発言者の発言内容ごとの要点記録」とするが良いか。

(全会一致で傍聴および会議録を公開とすることを承認。)

会長：議題3の計画策定の考え方について、事務局より説明させる。

事務局：計画の趣旨は、人命尊重の理念に立って、交通事故のない市民が安全で安心して生活できる「まち」を実現することを目的に「西東京市交通安全計画」を策定し実施していくものである。

計画の性格、期間は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定により第8次東京都交通安全計画に基づき作成するものである。市内における陸上交通の安全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための大綱です。期間は、平成18年度から平成22年度までの5か年である。

会長：説明内容について何か意見等はあるか。

(異議なし。)

会長：議題4の西東京市の交通事故状況について、田無警察署長中岡委員より説明・意見等を求める。

中岡委員(田無警察署)：田無警察署管内の、交通事故発生件数は、昨年同時期よりかなり低い数字となっている。交通事故による死亡者3名(西東京市1名、東久留米市2名)で、昨年と同数である。今年もあと2ヶ月余りあるので、署全体で死亡事故0を目指して頑張っているところである。交通事故の原因としては、スピードの出し過ぎによる事故、二輪車による事故、自転車や高齢者が関係する事故など多くみられる。無謀運転、自転車運転マナー、高齢者への安全教育等に対する指導・取締まりの強化をしていく。

会長：説明内容について何か意見等はあるか。

田代委員(老人クラブ)：歩道上での自転車との事故が多く危ないので、歩道に自転車を走らせないでほしい。また、無灯火などの無謀運転を取締まってほしい。

中岡委員：かなり前には、自転車は車道を走っていたが、自転車事故の増加に伴い歩道を走行することが可能となった。歩道の自転車走行をやめさせることについては、今結論がでる問題ではないが、無謀運転については、これからも取り締まりを強化していく。

清水委員(交通安全協会)：今年の田無署管内の死亡事故は3件と言うことであるが、突発的で防ぎようがない事故だと思う。

中岡委員(田無警察署)：防ぎようもない事故とも見えるが、署としては、原因を究明し、未然に防ぐようにする。

会長：障害者の事故についてはどうか。

中岡委員：特に事故としての報告は受けていない。

村山委員（福祉協会）：高齢者・身体障害者のマナーが低下していることが、事故につながることもあると思われるので、マナー教育等の講習を行ってほしい。

中岡委員：今後も高齢者・身体障害者に対して、交通安全の講習等を行う。

会長：事務局の方で何かあるか。

事務局：田無警察署長からの、話については、整理をし、状況と課題として盛り込んでいく。

会長：それでは、議題5の交通安全施策の方向について事務局から説明を。

事務局：交通安全施策の方向として、交通事故をなくし安全で安心のまちづくりをするため、重点施策及び施策の方向を定め、交通事故の実態や状況に十分対応した各種交通安全対策を関係機関が連携し推進していく。

(1)の重点施策として、ア高齢者の交通安全の確保、イ若者の二輪車事故等の防止、ウ自転車の安全利用の推進

(2)の施策の方向として、ア道路交通環境を整備します。イ交通安全意識の普及及び徹底を図ります。ウ救助・救急体制の整備を図ります。エ被害者支援の充実を図ります。オ公共交通の安全の確保を図ります。

会長：事務局の説明内容について何か意見等はあるか。

清水委員：交通安全の施策の方向であるが、整備します・図りますと言う形で良いか。

事務局：これは、あくまで方向性である。二回目会議以降に講じようとする施策の中で、消防署・鉄道・バス関係の委員の意見を拝聴しながら進めていきたい。

会長：それでは、議題6の計画の推進について事務局から説明させる。

事務局：計画の推進について(1)行政機関 地域の実情に応じた効果的な安全対策を推進し、市民を交通事故から守っていきます。(2)事業者・交通関係団体・ボランティア 交通関係事業者は、交通安全教育を推進し、交通事故防止に努めることが求められています。また、地域における各交通関係団体やボランティアは、市や警察署と連携して、主体的に・相互に協力しながら、効果的な安全対策事業を進めていくことが求められています。(3)市民 市民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しいマナーを実践し、交通安全について考え、行動するとともに自助・共助の取り組みを進めていくことが求められています。

会長：事務局の説明内容について何か質問・意見等はあるか。  
今日は、初回でもあり概括的内容になっているが、具体的にどう行政機関や交通機関そして交通関係団体やボランティア団体で、これからどのように進めていくかが必要になってくると思う。  
それでは、議題7の今後のスケジュールについて事務局から説明を。

事務局：会議の回数は、本日を含め合計4回予定。2回目の会議では、講じようとする施策について、3回目の会議では、公共交通の安全確保について、4回目の会議では、最終的な交通安全計画のとりまとめを行う予定である。

会長：事務局から今後のスケジュール・進め方についての提案で良いか。  
(異議なし)  
公共交通の安全確保について、補強の旨事務局に伝えてある。

会長：このほかに、事務局から何かあるか。

事務局：西東京市非常勤と特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例について説明。  
次回(2回目)会議は、12月12日(火)を予定。

会長：閉会の挨拶